

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(一部早期給付)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒 _____	ふりがな	
	TEL () _____	申請者氏名 (保護者等)	
該当区分	<input type="checkbox"/> 生活保護(生業扶助)受給世帯 <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満の世帯(所得割非課税の世帯を除く。) <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満の世帯(所得割非課税の世帯及び105,500円未満の世帯を除く。) <input type="checkbox"/> (専攻科の場合)都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満である世帯(非課税世帯を除く。) <input type="checkbox"/> (専攻科の場合)都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満かつ多子世帯(非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。) ※いずれかにシ点を付けてください。		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな			昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏名		生年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
在学する学校	学校の名称	立	
		学校の種類・課程・学科:	
	学校の所在地	都道府県	市区町村
	在学期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明	
	学校名	立	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明	

【学校使用欄】

(学校収受欄)

上記対象となる高校生等に記載されている者について、
昭和 年 月 日現在本校に在籍している

- 高等学校等就学支援金(旧制度・新制度)の支給を受ける資格を有する
- 高校生等・新修学支援金の支給を受ける資格を有する
- 学び直しへの支援(旧制度・新制度)の補助対象となる
- 専攻科の生徒への修学支援(旧制度・新制度)の補助対象となる

者であることを証明します。

学校の名称

学校長氏名

印

【2 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】
 (次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	日本国
②	<input type="checkbox"/>	日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者						
④	<input type="checkbox"/>	永住者						
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者						
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)		<input type="checkbox"/> いいえ (なし)		
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない				
				小学校名			所在地	都・道・府・県
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない				
				中学校名			所在地	都・道・府・県
			日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)		<input type="checkbox"/> いいえ (なし)		
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				

【3 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】
 (【2】(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の①～⑤のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し (市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し (コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し (コピー)」を添付します。

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、④⑤の資格にレ印を付けてください。)

- ・ 2 (2) ⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた。
- ・ 2 (2) ⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた。

④	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書」を添付します。
⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書」を添付します。

【4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】

(1) から (3) までのうち、該当する□にレ印を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書 （以下のいずれか） ・生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等及び扶養親族申告書（※1）を提出いたします。

ア	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、都（道府県）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

※1 専攻科で、都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合、添付してください。

※2 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。（以下、同様）

(1) 又は (2) において、証明書等を添付する者の氏名及び高校生等との続柄

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

【5 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合は、以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	---------------------------------------------------------

記入上の注意

- 1 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる。
 - 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「高等学校（専攻科）」、「中等教育学校（後期課程）」、「中等教育学校（専攻科）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」、「特定教育施設」の別を記入してください。
- 2 【2 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。
- 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
 - 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。
- 3 【4 保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - 法人である未成年後見人
 - 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - （1）に該当する場合は、4月1日（基準日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
 - （2）イに該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - （2）の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）オ及びカ並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 - （2）ア、ウ又はエに該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
 - （2）オ又はカに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 4 【4 生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 生計維持者とは、
 - 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - 【4 生計維持者の収入等の状況について】アに該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
 - 【4 生計維持者の収入等の状況について】イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・音読不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、オ又はカのうちのいずれか該当するものを選択してください。
 - （注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。
 - 【4 生計維持者の収入等の状況について】オ又はカに該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
 - （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。
- 5 【5 申請の状況について】の欄には、内容を確認の上、記入してください。
- 留意事項
- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
 - 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
 - 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
 - 都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、生活保護受給証明書又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。
 - 都立高等学校以外の国公立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金（旧制度・新制度）の支給を受ける資格を有する者、高校生等・新修学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金（旧制度・新制度）又は専攻科支援金（旧制度・新制度）の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。
 - 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。